

第1回 飯館村村議会議員との懇談会開催

主催: 原発被害糾弾・飯館村民救済申立団(3029名) / 蕨平地区集団申立の会(111名) / 飯館・川俣・浪江原発訴訟原告団(40名) / 比曽地区集団申立の会(216名) / 前田・八和木地区行政區長

去る8月31日(月)村内5つのADR団体&訴訟団体で主催をし、村議会議員との懇談会を開催いたしました。村議会議員のうち2名が都合により参加できず、8名出席していただきました。平日のお忙しい時間帯に関わらず参加者は50名近くと会場が満席になる状況でした。そして、2時間という限られたなかで共通質問を大きなくりで4つ質問しました。まず1つ目として国の平成29年3月に避難指示解除時期について、2つ目は村の復興計画について、3つ目に国が進める除染の課題について、4つ目が東電の賠償についてでした。その後にもその他、会場からの質問という方式で進めて参りました。各議員からひとりひとりの率直な考えが語られ参加者からの様々な悩みや提案などが議員の皆様へ伝わったのではないかと思います。引き続き、第2回開催に向けて進めて参りたいと思っております。



代表挨拶 長谷川健一氏

第1回目の議員の方々との懇談会ということで、今まさに我々は国のほうから平成27年3月までに避難解除という事が言い渡されています。しかし、その中身については何ら決定を見ていないという事が現状でございます。その中で村民の声がどこまで届くのか、そして村民の代表者である各議員の方々には村民の声を活かし強く村政に働きかけるようお願いいたします。今の現状は村長が突っ走るという状況が見て取れるわけでございます。そういう状況をどのように抑えて我々(村民が)が本当に安心・安全に暮らせていけるような村づくり、帰還に対して道筋を立てて行ければならないという事で今回の企画を致しました。我々5団体約3400名の声をお預かっております。そんな中で我々の声を真摯に受け止めて今後の議会活動に反映をしてほしいと思うところでございます。本日はよろしくお願ひいたします。



議長挨拶 大谷 友孝議長

避難以来、我々議員も各行政区あるいは商工会等々の各団体と懇談会を持ってきたところであります。今回は5団体の皆さん、一堂に会して懇談会を催したいという事で申し入れ本当に有難いと思っております。議会としても、今、長谷川さんからあった通り、平成29年3月には避難解除したいという意向を国から受けまして原子力対策本部一同、内容を一方的な説明を受けただけで、詳細はなんら望んでいるような答弁を頂けない。そこで、各省庁へ陳情に行参りました。これから、皆さんの声を真摯に受け止め9月議会には何とか詳細を詰めていきたいと思っている次第であります。方部別懇談会が27日から開催されていますが、(国からは)具体的な事が何もありません。我々はどこの省庁からも嘘をつかれている状況が続いております。胸を張って報告できるような事をやっていかなければならないと思っております。本日限られた時間ではございますけれども、皆さんの声を今後の議会活動に活かしていきたいと考えておりますのでよろしくお願ひいたします。簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。



懇 談 内 容

■国の平成29年3月避難指示解除時期について

代表質問

私たち団体は村長の方に2度ほど避難指示解除時期の決定については撤廃を求める要望書を提出しております。しかし、避難指示解除の決定は国がすると答えがかえってきました。避難解除時期の後ろの時期を決められただけで、われわれが村に帰ってどのような生活をするのか我々が事故の前の様な生活を取り戻すには何をやればよいのか、我々が生活する手立てはお金は何をしていけばよいのか、全く分からない未知数の中で後ろだけ決められたというところでございます。しかも、後ろを決められたという事は精神的賠償は「1年間延長します。」と言ってますが仮設、みなし仮設住宅はすべて打ち切られるということ。ということは我々の行く場所が無くなるということ。村の線量の高い所に戻りたくなくても戻らざるを得ないという状況が発生するのではないかと危惧しております。われわれとしては村に戻る材料としては避難中に安心して戻れること、これなら十分に生活していけるなど言うことが第一条件だと思うんですね。我々が「避難指示解除を撤廃しなさいよ。」と言ったのは撤廃をしてその時期が早くなってもいい。そういう諸々の体制を整えば早くてもいい。ですから避難解除の撤廃という事はそういう意味合いを持っています。我々が安心して故郷に帰れる状況をまず作る事が大前提ではないかと思えます。各議員の皆さんの一人一人の考え方を伺いたいと思えますのでよろしくお願いいたします。



■各議員ひとり一人からの回答と考え

飯樋善二郎議員

一貫して29年3月と考えてきました。しかし、議長からの話にもあった通り全て裏付けのない曖昧な話です。私の考えでは目標を持つというのは人生において大事なこと。代表(長谷川氏)からありました諸問題をクリアしなければならないし、それを「しょうがないから帰らましょ」というわけには決してないと私は思っている。しかし、皆さんにお話しできる事、これは残念ながら(国は)具体的な内容もはっきりした部分が少ない。まず解除時期を設定するに当たってはすべての諸問題を解決すること、そして生活基盤が全て整うこと、さらに皆さんが安心・安全に暮らせるような状況こそが解除に1番大事な条件です。東電にも汚染水の問題。賠償の問題、これも何回も申し出しておりますが、はっきりした答えが出ないそんな状況が続いております。



松下義喜議員

家周り・農地・里山等の除染が終わらなければ帰還はありえないと思っている。皆さんが心配していることは私たちも一緒です。常に議会としては国に要望している。そういう中で平成29年3月の避難指示解除の時期については私も遺憾です。インフラ整備等で地域で合意をしなければその時期を決められないのではないかと考えている。どの時点で解除が良いと思うかという問題については、今色々で国に出している要望等がまとまった中での解除が一番妥当な線ではないのだろうか思っている。ただ、避難指示解除ということで強行的に解除されるとするならばその中での帰村への想いというのをみんなで共有しながら、私一人の力ではどういう事になるものでもありませんから皆さんと一緒に頑張っていきたいという考えでおります。



菅野新一議員

今現在、他市町村において長期宿泊が始まっている状況です。「遅くても平成29年3月避難指示解除」という報道が出ましたが、すべての課題を(解決)という30年かかると思っています。早くても平成29年3月にすると国は言っておりますが、色んな課題を解決して方向性を決めて頂いて皆さんの協議のうえで解除を決めるべきと思っております。



佐藤八郎議員

解除時期を加害者が決めるものではないというのが(私の)基本でございます。そして解除時期は先ほど長谷川氏が述べたように加害者が決めた要件さえもはっきりしないのに時期だけ決めてくると言った加害者一方的なやり方には私は納得いくものは何一つないという事で今後抵抗していきたいと思っております。どの時点での解除が良いという部分についてはそういう要件が満たされて多くの村民の合意が得られてこれなら安心・安全に暮らせるだろうという村民の多くの方の合意がなければならない。



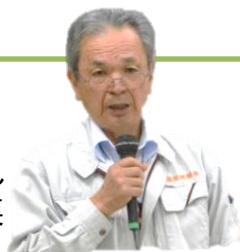
渡邊 計議員

国が避難指示解除が後ろとして考えているようですが私としてはここが始まりではないかとこのように考えている。避難指示解除に関して、飯舘村は農業が主でした。これだけ世界に(放射能で汚染された村として)有名になった飯舘村の生産物と言ったら果たして売れるのか？農業生産物そういうものに対する買い取りなどの補償制度、それから山菜・きのこ飯舘村の村民に対しては生活の一部でした。それに関しての補償は一切ありません。おそらく(山菜類が)食べられるまで50年～100年かかるでしょう。そういうものの補償が担保されないうちに帰還はないのではないかと思います。ただし、早期帰還した人にも支援は必要。ただ、解除に関しては、子供が安心・安全な生活ができるその時が初めて解除ではないかと考えております。国の方で解除と賠償を一緒に考えて解除後1年後に賠償を打ち切ることを考えております。しかし、原発事故を起こしたのは東電で賠償はあくまでも東電です。国が賠償打ち切りに対してものをいう事は間違っている。あくまで東京電力を相手にした賠償でなければならないと思っています。



伊東 利議員

国が示した避難指示解除についてですが、帰還は示されましたけども我々はそれに裏づけさせたものを担保させることが大切であると考えております。常に村長が言っている通り、住民とのまたは議会との懇談の中で十分議論して(避難指示解除)時期を定めるという事でありませう。ただ、今の状況ですと平成29年3月が最大の国が示している帰還だということになっている訳ですが、帰るには安心して戻れる状況を取り戻す事だということで、除染が進められておりますけれども、帰村ありきの除染ではなくて、しっかり安心が担保された除染でなければならないと言っております。生活ができるインフラの整備というものが完全にしなければただ帰っただけになり得ますので、そういう準備をこれから(解除まで)1年あるわけですが、その中でどう進められていくのかと思っております。そして、帰れない人には生活保障を担保されて安心できるような状況になってからの解除ではないかと思います。



大谷友孝議員

この解除時期というのは国が決めることです。最初の区域再編の時、この決定権も国でした。その時も議会として抵抗した経過がございます。この前の国との話し合いの中では結局、長泥は6分の6、6分の5の所が3行政区、あと6分の4という状況で国はもうこれで賠償は終りだと思っている。我々議員に国が説明するのが「精神的賠償は早く帰っても平成30年までのプラス1年余計に用意しました。」住居の確保ということで当初、古いうちや傷んだ家が(この賠償では)建てられないと言ったら「住宅確保事業を使ってやっていくということになっている。」と言われました。ただ、みんながみんなその事業を使えるわけではないんですが、国としては「そういうところまで賠償をしているんだから我慢してください。」という言い分なんです。国と交渉をしているがなかなかいい返事が返ってこないというのが現状ですが、妥協はしたくないと思っています。



高野孝一議員

去る6月の一般質問の中で早くて来年の3月、遅くても平成29年3月避難指示解除だということをしていろんな懇談の場で話をしておりますが、避難指示解除の要件として第1が除染の実施、第2がインフラ等々の整備、第3が住民との十分な協議というのが3つの要件であります。賠償について今、国では25か月分250万円を一人に支払いますという事ですが、財物については今年の3月31日が当面の避難指示解除見込み時期だということで6分の4しか支払っておりませんし、その後の状況については国と各自治体が協議して避難指示解除時期を決定しなければ支払わないと東電は言っています。現在の除染の状況についてはこの前の新聞の報道では「住宅は終わり、農地が36%、森林は52%、道路が27%」の状況ですが、今これからまさに仮置き場を造ろうとしている。フレコンパックが山積みになっている環境の中では誰が見ても帰る状況としては、5年10年は帰れないと思っています。インフラの整備については、たった1店舗、たった一つの医療施設が整った中では住民は納得しません。住民との協議についても他市町村をみても数回の懇談会を開催して一方的に解除時期を決めた経過がありますから今後とも国主導ではなくて住民主導の解除時期を決定する必要があると考えております。



■村の復興計画(第5版)について

代表質問

他市町村の流れからみても復興計画が優先されるべきだろうと考える。解除時期をただただ延ばしていっただけでは、いざ帰った時、どうやって村民は暮らしていったり、復興していったりすればよいんだとそういう議論になっていかなければならないと思う。如何により良い条件で解除させるかと言うのも政治の役割だと思ふ。政治の流れとしてより良い条件で解除をする。例えば汚染物が完全に無くなってからというのは不可能ですから、営農再開事業が定着し、そして人が住めば、商工業も繋がっていくと思ふし、そういう復興の足掛かりになると私は思っているのですがこのあたりはどうお考えでしょうか？

議員からの回答

・帰村に向けての姿勢はそのような方向でいいと思うんですが、あと再生事業ですが、「わたしは帰ったら何をやったらいいのか？」ではなく「わたしなら何ならできるのか？」という考え方でなければいけないと思ひます。国なり県なりどういふ支援をしてくれるのかは、私たちの納得いふような支援をしてほしいと訴えている。徐々に段階的に生活が向上していふような生活支援制度は必要です。

・帰還に向けた村の取り組みは非常に難しい問題です。果たして農業の再開が今までの農業を簡単に取り戻すことができるのかといたら簡単ではない。現時点の考え方では無理としか思ひません。しかし、そのうえで、先を見据えることが大事になっていふと思ひます。営農再開はそんな簡単な話ではないですし、時間のかかる話です。営農するといふことはそこに至るまで持続的に、そして、意欲的に村に帰っても取り組めるような営農再開にしていふのが重要だと考えておひます。

・一般質問等でも営業再開事業での3万5000円の積み重ね方式では何ともならないのではないかといふ問題で結局農地の除染が終わった地域で価格を上げるべきだと一般質問をしました。(村民が)戻って花卉や畜産等々の問題等もはっきりと打ち出さなければいけないんじゃないかといふ事も質問させていただきました。今、復興計画の第5版のダイジェスト版といふ形で予算も取りました。今度は中身の再開等についても改めて中身を充実させたものを村では出すといふ事を言っている。帰村に向けて何を、どういふ生活をするのかといふことが一番課題でございますので、要望等を見ながら進めていふ所存でございます。

■国が進める除染の課題について

代表質問

避難解除に向けて除染をなんとか終わらせていふという状況で(除染を)行っているかと思ひますが、おそらく解除までには完了すると私個人としては思ひのですが、除染の状況、宅地、農地、山、すべての状況をもう一度お聞かせください。それから、除染によって出た汚染物が全部中間貯蔵施設に運んでもらわれないと村に戻らないといふ事を村に要望しています。除染で出た廃棄物をいかに搬出をするのか、また、どのような見通しになっているのかお聞かせください。



議員からの回答

・環境省では平成29年3月までは終わるといっておりますが全ての除染は終わらないと思ひます。現在2度耕作してから田畑を還すと言っておりますが、これに関してはいつ終わるんだと言っても(環境省からの)返事は返ってこないという状況。除染の進捗状況に関しては先ほど、高野議員から細かい数字が出ていました。山に関しては家から20メートルだけの除染ですし、その先の河川、山林に関しては未だ何も話が出ておりません。平成29年3月以降の除染についても環境省からも除染委員会からも何も話は出ておりません。そういう現状です。

・中間貯蔵については双葉町や大熊町で進めているこの施設の交渉は5%に満たない状況です。(環境省からは)明確な返事がないという状況。まだはっきりはしていませんが、この汚染廃棄物の搬出は現状のままでは無理があると考えている状況です。そこで、仮置き場を仮置き場にして、(中間貯蔵施設に)搬入できるまで延長してはどうかといふ話が出ていふ。それぞれの自治体はそれぞれ保管可能な施設を設けるような動きが出ていふ。これからいふろんな話があつて果たしてそれでいいのか、現時点での中間貯蔵の搬入時期と言われても申し訳ありませんが明確に答えられないといふのが現状です。

原発被害糾弾 飯館村民救済申立団

申立人現在総数: 3029名(776世帯)